

安全対策の基本的な考え方

ソフト面とハード面一体となった取組

- 学校における転落事故防止のための安全対策は、安全管理・指導に関するソフト面での取組と学校施設に関するハード面での取組を、一体的かつ計画的に、教職員のみならず学校関係者が相互に連携し、実施することが重要です。

事故情報の共有

- 安全面の課題を明確化するため、全国の学校等における転落事故情報を適切に把握し、個別の安全対策を進めることが重要です。

学校の現状把握

- 学校環境を学習及び生活の場として安全に維持するために、各学校の施設設備やその管理・運用の状況について、教職員、設置者及び設計者等関係者の共通理解を継続的に図っていくことが重要です。
- 法令に基づき、教職員及び専門家等による多面的な安全点検を行い、適切な維持管理及び補修等を行うことが重要です。その際、児童生徒等及び保護者が参画することは、多様な視点で安全点検を行う上で有効です。

安全指導の充実

- フェンスがない屋上や天窓が設置されている場所など、転落の危険がある場所については、出入口の施錠や立入禁止の指導を行うなど、適切な対策を講じることが重要です。
- 窓や手すりのあるバルコニーなど、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童生徒等への継続的な安全指導を行うことが重要です。
- 教職員同士の連携を密にし、安全指導に関して共通理解を徹底するとともに、保護者等の協力も得ながら、児童生徒等が自ら安全に行動することができる資質能力をはぐくむことが重要です。

施設面の配慮

- 児童生徒等の目線に立ち、児童生徒等の多様な行動に対し十分な安全性を備えた教育環境を形成することが重要です。
- 安全対策を講じるに当たっては、デザイン面での配慮や教育環境としての本来の機能とのバランス等が重要です。

この資料は、平成20年8月に、学校安全教育資料作成協力者会議生活安全部会と学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議学校施設安全対策部会が共同で転落事故防止を中心とした対策について検討を進めた結果について取りまとめた「学校における転落事故防止の留意点」をもとに作成しています。
※原文については下記ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課 文教施設企画部施設企画課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2
電話 03-5253-4111(内線2917(学校健康教育課)・2291(施設企画課))
ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05120900.htm

学校における転落事故防止のために



平成20年8月

学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、今後の学校における転落事故防止に努めてください。

◎ 共通事項

事故情報の共有

- ★全国の事故情報を把握します。
(独)日本スポーツ振興センターの提供する事故情報等を参考とします。)



学校の現状把握

- ★学校関係者・専門家をはじめ子どもたちや保護者の方々など、様々な視点で点検します。
- ★改修等により学校施設の状況に変化があったときには点検を行います。
- ★危険な場所が見つかったときは、速やかに対応します。
- ★設計者の考え方や点検結果等を引き継ぎます。
- ★柵を乗り越えたり、柵を伝ったりして危険な場所へ行かないよう指導・対策をします。



安全指導の充実

- ★転落事故の危険性について子どもたちに認識させ、危険な行動をとらないよう指導します。
- ★校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的でわかりやすい指導を行います。
- ★子どもたちが普段使用しない場所で活動するときは、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同席します。
- ★特に事故が多発している休憩時間中や放課後に、定期的な巡回を行います。



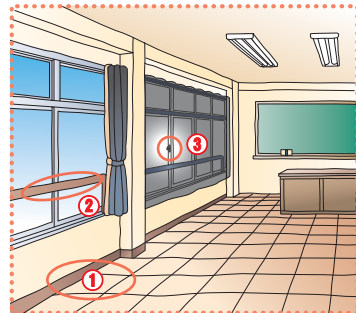
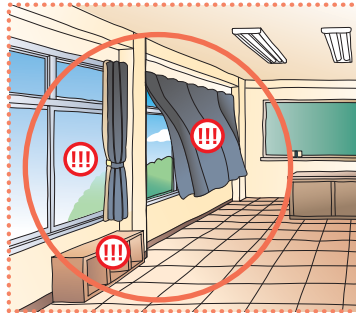
施設面の配慮

- ★危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとします。
- ★効果的な表示等による注意喚起をします。
(単に「危険」だけでなく具体的なイメージがわくようにします。)
- ★細部に至るまで、十分な安全性を確保します。
- ★既存施設についても、点検を行い必要に応じ速やかに改善します。

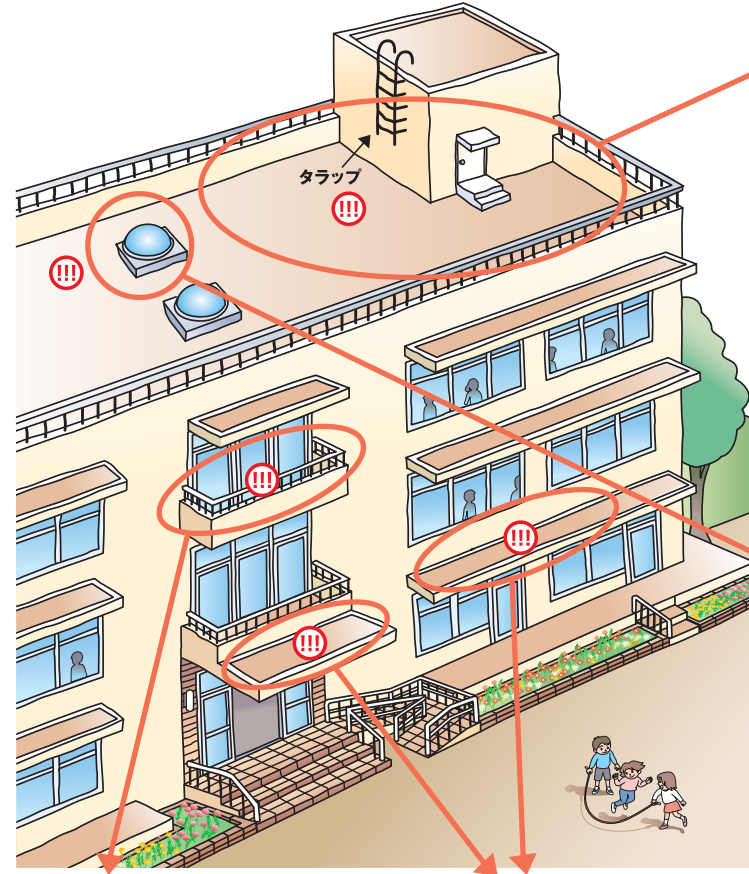
◎ 個別事項

窓(転落のおそれがあるもの)

- ★腰壁の高さや窓の形状に応じ、手すりの設置や窓の開閉方式について検討します。
- ★窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。
- ★窓下に足掛りとなるものは設置しません。
- ★転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。
- ★暗幕など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状況に注意します。



- ① 足掛りとなるものを設置しない
- ② 手すりの設置を検討する
(新たな危険箇所とならないようにする)
- ③ 暗幕使用時は窓の開閉状況に注意する



バルコニー等

- ★十分な手すりとし、その下に足掛りとなるものは設置しません。
- ★手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

庇

- ★日ごろの指導や効果的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。
- ★庇に容易に立ち入れないように、窓面への手すりの設置等について検討します。

その他

- ★人が乗ることを想定していない駐車場の屋根等についても、乗ることが重大な事故につながることを、十分理解させます。

屋上

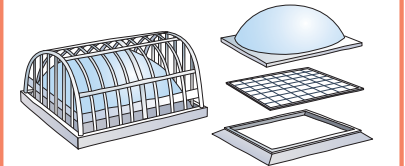
- ★屋上への出入り口は必要に応じて施錠します。
- ★十分安全な手すりや防護フェンス等を設けます。
- ★タラップについては容易に登ることのないよう、一段目を高く設定します。



屋上で行われる活動を踏まえた転落防止策例

天窗(トップライト)

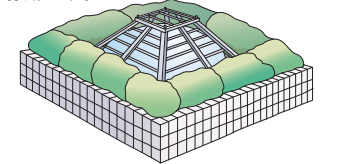
- ★転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。
- ★防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。



防護柵イメージ

防護ネットイメージ

- ★天窗に近づきにくい状況を作ることも有効です。



天窗を覆い周辺に植栽を配置した一例

- ★子どもたちが近づく可能性の低い場所に設置された天窗についても、適切な安全対策を実施します。

!!! 校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、学内の様々な施設について点検を行います。